

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
意匠審査基準ワーキンググループ中間報告

「ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂
及びロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針について」
(案)

平成 26 年 12 月

**産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
意匠審査基準ワーキンググループにおける検討経緯**

産業構造審議会知的財産分科会¹の意匠制度小委員会では、平成 23 年 12 月 20 日以降、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ジュネーブ改正協定」という。）及び 1979 年 9 月 28 日に修正された 1968 年 10 月 8 日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定（以下「ロカルノ協定」という。）への加入並びに画像デザインの保護拡充の方向性について検討が行われ、平成 26 年 1 月 31 日に報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」（以下「意匠制度小委員会報告書」という。）が取りまとめられた。また、意匠制度小委員会報告書は同年 2 月 24 日に知的財産分科会において了承された。

意匠制度小委員会報告書では、ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定への加入について、ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定への加入を目指した対応を進めること、及び、運用等の詳細は引き続き意匠審査基準ワーキンググループ（以下「本ワーキンググループ」という。）で検討することが示された。

その後、第 186 回国会において、ジュネーブ改正協定を適切に実施するための規定の整備に係る法案が平成 26 年 4 月に可決・成立し、同国会において、ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定への加入が平成 26 年 5 月に承認されたことを受け、本ワーキンググループにおいて、制度ユーザーの利便性の観点から、早期加入に向けた作業が特に求められるジュネーブ改正協定及びロカルノ協定に関する検討を行った。

第 1 回ワーキンググループ 平成 26 年 10 月 10 日（金）

議事・今後の検討事項と進め方について

- ・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂について①
 - ジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準等の検討の論点
 - 意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針

第 2 回ワーキンググループ 平成 26 年 10 月 27 日（月）

議事・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂について②

- 対応方針を踏まえた検討の論点ごとの意匠審査基準改定案
- ・ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針について①

意見募集手続 平成 26 年 10 月 29 日（水）～平成 26 年 11 月 28 日（金）

案件・ハーグ協定ジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂案に対する意見募集

- ・ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針（案）に対する意見募集

¹ 旧知的財産政策部会。平成 25 年 7 月の審議会組織見直しにより、名称変更された。

第 3 回ワーキンググループ 平成 26 年 12 月 16 日（火）

議事・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂についての
パブリックコメントの結果と対応

- ・ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針についてのパブリックコメントの結果と対応
- ・意匠審査基準ワーキンググループ中間報告の取りまとめ

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
意匠審査基準ワーキンググループ
委員名簿

井手 雄一	一般社団法人コンピュータソフトウェア協会 株式会社ワコム知的財産部ジェネラルマネージャー
伊藤 真輝	一般社団法人日本自動車工業会知的財産専門部会意匠分科会委員 トヨタ自動車株式会社知的財産部第 1 知財推進室第 4 知財グループ主任
古城 春実	ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所弁護士
佐野 勝大	一般社団法人組込みシステム技術協会 株式会社ユビキタス代表取締役社長
関口 剛	一般社団法人日本デザイン保護協会専務理事
座長 茶園 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻教授
永田 義人	一般社団法人情報サービス産業協会ビジネス基盤強化委員会知財・法務 部会委員 株式会社野村総合研究所クラウドサービス事業本部業務管理室上級専 門スタッフ
中原香通子	一般社団法人電子情報技術産業協会デザインの法的保護タスクフォー ス委員 富士通株式会社法務・コンプライアンス・知的財産本部知的財産・スタ ンダード戦略統括部マネージャー
並木 克智	一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会 株式会社バンダイナムコゲームス事業推進本部知的財産部ゼネラルマ ネージャー
林 千晶	株式会社ロフトワーク代表取締役
林 真紀	一般社団法人日本知的財産協会意匠委員会委員長 キヤノン株式会社知的財産法務本部知的財産渉外センター商標・意匠課
林 美和	日本弁理士会意匠委員会委員 T M I 総合法律事務所弁理士
増田 勝弘	ゼブラ株式会社常務取締役 C S R 推進本部長

(敬称略, 五十音順)

1. ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂

(1) 意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針

平成 26 年の特許法等の一部改正により、意匠法において、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願を我が国の意匠登録出願として受け入れるための改正がなされ、当該改正により、日本国特許庁では現行の国内出願とは異なる手続形式による国際出願を取り扱うこととなることから、

- ①我が国の意匠登録出願とみなされた国際出願（以下「国際意匠登録出願」という。）を我が国の意匠登録出願として適切に審査するために意匠審査基準において明確にする必要がある事項（国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係等）
- ②国際出願の受入れによって生じる国内出願の審査基準への影響（先願が国際意匠登録出願である場合の先後の判断等）
- ③ジュネーブ改正協定の規定を踏まえた審査手続の進め方（ジュネーブ改正協定の規定に基づく拒絶の通報をすべき場合等）

などの観点から計 26 の論点を整理し、その対応方針をまとめた。

(2) 改訂意匠審査基準

上記論点整理及びその対応方針を踏まえ、改訂意匠審査基準案を作成し、意見募集手続を経て改訂意匠審査基準を取りまとめた。

当該改訂意匠審査基準は、特許法等の一部を改正する法律（平成 26 年 5 月 14 日法律第 36 号）附則第一条第三号で定めるジュネーブ改正協定に関連する規定の施行日（ジュネーブ改正協定が日本国について効力を生じる日）以降に審査される出願に適用するものとする。

2. ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針

ロカルノ協定は、同盟国に対する協定上の義務（国際意匠分類の表示）を定める一方、同盟国に一定の裁量が認められる事項（国際意匠分類の取扱い、国際意匠分類の使用）も定めている。

これらの義務及び裁量に係る事項について、我が国における取扱いの対応方針をまとめるとともに、国内出願に対してより精選した国際意匠分類の付与を行うための対応方針と、国際意匠分類の利便性向上に向けた国際意匠分類の修正等に関する対応方針とをまとめた「ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針」を、意見募集手続を経て取りまとめた。以後、この方針に従い、国際意匠分類の運用を行うものとする。

以上